

# 理事の職務権限規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人新潟県栄養士会(以下「本会」という。)の定款第26条に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長、副会長及び業務執行理事たる専務理事をいう。

(法令の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及び本会が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第5条 代表理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長とする。

(会長)

第6条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として、本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(副会長)

第7条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ決定した順序によって代表理事である副会長が会長の職務を執行する。
- (3) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

2 前項第2号に規定する順序については、理事会において決定するものとする。

(専務理事)

第8条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長及び副会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(細 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。